日本統計学会質保証委員会運用規則

一般社団法人 日本統計学会

(総則)

第1条 本規則は、日本統計学会質保証委員会(以下「本委員会」という。)の運用に関して定める。

本委員会は、日本統計学会委員会規程第1条4に基づく臨時委員会である。

(目的)

第2条 本委員会は、統計の学習成果および調査実施等に関わる資格制度を企画し、その 実施状況について継続的に検討することを目的とする。

(委員会の任務)

- 第3条 本委員会は、日本統計学会基準委員会の職務を検討する。
- 第4条 本委員会は、一般財団法人統計質保証推進協会の求めに応じて、一般財団法人統計質保証推進協会に設置する運営委員会委員の推薦を行う。
 - 2 運営委員会委員の候補者は、統計関連学会の会員、中高教員、政府・企業関係者等から選出する。

(構成員)

第5条 本委員会の委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

(委員の任期)

第6条 毎年1月1日から12月31日までとする。再任は妨げない。

付則

1. 本規則は2011年4月1日より施行する。